

東京都立山崎高等学校自動販売機の設置事業者候補者募集要項

都立山崎高等学校では、本校の自動販売機について、自動販売機の設置を希望する事業者を公募し、応募者の中から事業者1社を選定し、設置することとしました。

本募集要項は、その選定に関する応募手続きについて、必要な事項を定めたものです。

記

1 目的

本校生徒及び教職員の福利厚生のため、自動販売機（飲料）を設置する事業者を公募する。
生徒数は、約600名程度である。

2 設置場所

東京都立山崎高等学校1階生徒昇降口

3 設置台数及び許可面積

自動販売機2台、1台当たり2㎡以内とする。

4 許可期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

5 応募資格

- (1) 過去5年間に公共施設等への飲料自動販売機の設置実績があること。
- (2) 東京都内で販売・営業活動を行う本・支店又は営業所があること。
- (3) 最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (6) 事業者は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係わる契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- (8) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。

6 設置事業者が負担する経費及び納入方法

(1) 使用料

市価より低廉な価格で清涼飲料水等を販売するために自動販売機を設置する場合は、東京都行政財産使用料条例第5条第4号の規定に基づき、建物の使用料は免除するものとする。

(2) 光熱水費

- ① 水道料、電気料等建物の使用に伴う経費（光熱水費）は使用者の負担とし、東京都立山崎高等学校長（以下「学校長」という。）と使用者の間で別途、協定書を作成する。使用者は使用量計測のため、専用の子メーターを設置すること。
- ② 光熱水費の計算にあたっては、自動販売機は「冷蔵庫」として取り扱うこととし、昭和45年2月18日付45教総経発第23号「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の計算方法について」により「別冊A」を適用する。

③ 光熱水費については、毎月、協定書に基づき算出し得た額を本校が発行する納入通知書により、本校が指定する期限までに納入すること。

(3) 設置及び撤去費用

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

7 提出書類

(1) 会社概要等（同一業種の営業経験年数が5年以上であることが確認できるもの。）

(2) 納税証明書（12（1）④を参照。）

(3) 営業所一覧等（東京都内に事業の店舗を有していることが確認できるもの。）

(4) 販売品目及び販売価格一覧表（販売品目ごとに商品名と価格を記載のこと。販売品目は9（2）のとおり。別紙作成例を参照のこと。）

(5) 設置予定の自動販売機の仕様（様式は任意。）

8 提出期限及び提出先

令和4年2月15日（火）午後5時（厳守）までに持参又は郵送により、東京都立山崎高等学校 経営企画室へ提出すること。なお、郵送の場合は、必着のこと。

なお、本件に関する質問は、書面（様式は任意）により郵送、持参又はファクシミリにより次の期日までに提出すること。公募期間中、電話及び口頭での質問は一切受け付けない。

令和4年2月1日（火）午後5時まで ※郵送の場合は必着のこと。

9 設置事業者候補者の選定

(1) 選定方法

提出された応募書類の内容について審査を行い、最も評価の高い事業者を選定する。

(2) 設置事業者候補者への通知

令和4年3月11日（金）（予定）

10 自動販売機及び販売品目等について

(1) 自動販売機本体について

① 自動販売機の設置にあたっては「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付規準(清涼飲料自販機協議会作成)」（以下、「据付規準」という。）を遵守した措置を講じるものとする。その具体的な転倒防止対策の方法について記載した書面（様式任意）を提出すること。また、据付規準以上の安全対策措置を講じている場合には、その内容を具体的に記載すること。

② 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、本校の責めに帰することが明らかな場合を除き、本校はその責めを負わない。

③ 自動販売機2台のうち1台は車椅子使用者が購入できる機種とすること。また、少なくとも1台は電子マネー（交通系ICカードを含む。）での購入が可能な機種とすること。

④ 災害などでライフラインが途絶えた際に無料で飲料を提供できるように切り替えられる災害対応型自販機（バッテリー内蔵型）を必須とする。

⑤ 設置する自動販売機は環境に配慮し、省エネ及びノンフロン機種とすること。

(2) 販売品目等について

① 販売品目は、緑茶、麦茶、ウーロン茶、水、スポーツ飲料、コーヒー、炭酸飲料、紅茶、果実飲料、季節もの（ココア等）、その他とし、販売品目及びその価格については、事前に学校長に一覧表を提出して、その承認を受けること。

ただし、エナジードリンク（栄養ドリンク）は不可とする。食品は取り扱わない。

② 販売品の容器はペットボトル及び缶（キャップ付きのみ可）とする。なお、ペットボトルの容量

は大小2種類以上を取扱うこと。

③ 販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要項」（業界自主基準）等を遵守し、衛生管理に万全を尽くすものとする。

(3) 商品の補充及び容器回収とその処分について

① 自動販売機及びその設置場所周辺は定期的に清掃を行い、清潔で衛生的に保つこと。

② 空のペットボトル容器及び缶を回収するため、専用の回収箱を設置し、定期的に回収すること。容器の回収は校内で保管場所から行うこと。

③ 容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理すること。

④ 販売品は、年間行事予定に配慮し、不足を生じないように常に補充すること。また補充の時間帯は昼休みを避けること。

⑤ 冬季には温かい飲料を増やすなど、季節に応じた商品の入れ替えを行うこと。

(4) 販売時間について

販売時間は、学校が指定した時間内とする。

(5) 営業許可等について

自動販売機を設置するに当たり、営業許可、保健所への届等、許可等法令に規定のある事項については、使用者が使用前に手続きを行い、その許可書等の写しを添付の上、使用許可申請を行うこと。

11 設置に当たっての遵守事項

使用期間中は、次のことを遵守すること。

(1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し又は、転貸してはならないこと。

(2) 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、本校の指示に従うこと。

(3) 機種の変更等を行う場合は、予め本校に申し出た上で、本校の承諾を受けること。

(4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 保健所への手続きが必要となる商品の自動販売機を取り扱う場合は、速やかに保健所へ届け出ること。

(6) その他必要な法令を遵守すること。

12 使用許可について

候補者として選定された設置事業者には次の方法により教育財産の使用許可を行う。

(1) 使用許可申請に必要な書類

① 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書（様式1-2）

② 申立書

自動販売機の機種が、飲食物の提供である場合、申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）の規定に基づく、食品衛生上の危害を除去するための必要な措置命令又は営業許可の取消し若しくは期間を定めての営業停止の行政処分を受けたことがないことの申立書

③ 登記簿謄本（現に効力を有する部分のみ）

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本（写しは認めない。）、個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書

④ 納税証明書

申請時を基準として直前1カ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税（いずれも確定申告分）、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

⑤ 財務諸表

申請時を基準として、直前2ヵ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書

⑥ 販売品目及び価格表（様式2 - 2）

⑦ 営業許可書（必要な場合のみ）

⑧ 経歴書

なお、②、③、④、⑤、及び⑦の書類は、PTA、後援会及び同窓会（以下「PTA等」という。）の場合はこれを要しない。また、経歴書にはPTA等への納品歴がある場合は記載すること。

(2) 学校長は、使用許可を決定したときは、「東京都教育財産使用許可書」（様式4 - 2）を使用者に交付する。

(3) 使用者は、販売品の納品等に当たって自動車を利用し又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又はその写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 許可の取消し又は変更等

次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は変更することがある。

① 東京都教育委員会及び本校の事業上支障となるとき。

② 設置事業者が許可条件に違反したとき。

③ 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

13 原状回復

(1) 設置事業者は、許可期間が満了又は前記12（4）の規定により許可が取り消された場合には、直ちに許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

(2) 原状回復に要する費用は、一切設置事業者の負担とする。

(3) 設置事業者は、使用財産を返還するに当たっては、3ヶ月前までに書面をもって本校に届け出て、その承認を得なければならない。

14 損害賠償等

(1) 設置事業者は、その責に帰する事由により、本校又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(2) 設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置事業者が負担することとする。

15 問合せ先

東京都立山崎高等学校 経営企画室

住所 〒195-0074 町田市山崎町1453-1

電話番号 042-792-2891

ファクシミリ 042-794-0440

【別紙】

《作成例》

令和 年 月 日

見積書（取扱品目・販売価格一覧表）

会社名

代表者氏名

印

品目（種類）	容器形状	容量（ml）	市価（円）	販売価格（円）	主な商品名
緑茶	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
麦茶	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
ウーロン茶	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
水（ミネラルウォーター）	ペットボトル	500			
スポーツ飲料	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
コーヒー	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
炭酸飲料	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
紅茶	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
果実飲料	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
季節もの	缶	190～280			
	ペットボトル（小）	280～350			
	ペットボトル	500			
その他	缶、ペットボトル				